

阿賀野市告示第48号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月22日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市結婚新生活支援補助金要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活に係る費用を支援することにより、婚姻後の経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の推進に資するため、予算の範囲内で阿賀野市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、この交付に関しては、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年阿賀野市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号中「令和3年1月1日から令和4年3月31日」を「令和4年1月1日から令和5年3月31日」に改め、同条第2号中「令和3年1月1日から令和4年3月31日までに間に、結婚」を「婚姻」に、「共済費」を「共益費」に改め、同条第3号中「、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に」を削る。

第3条第2号中「令和2年分の夫婦それぞれの所得金額を合算した額」を「夫婦に係る令和3年分（4月から6月に申請する場合にあっては、令和2年分。以下同じ。）の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。）の合計額」に改め、同号ア中「令和2年分の」を削り、同号イ中「、その所得額から令和2年分の貸与型奨学金の年間返済額」を「は、所得（課税）証明書の期間と同一期間に返済した貸与型奨学金の返済額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、令和3年度にこの告示に基づく補助金を受給し、その受給額が30万円に達しなかった世帯については、補助対象世帯とする。

第4条第1項中「婚姻による同居開始後の住宅の賃借に要した住居費」を「令和4年1月1日から令和5年3月31日までに要した住宅賃借費用」に改め、「支払済額」を「支払い済みのもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、夫婦の双方又は一方が補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先の住宅手当を含む。）の交付を受けている場合又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める住宅扶助を受給している場合は、当該補助金等又は住宅扶助の額を控除した額を補助対象経費とする。

第4条第2項第1号中「、既に支払った実支出額とし」を削る。

第5条第1項ただし書き削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定に該当する場合にあっては、30万円から前年度における受給額を控除した額を上限とする。

第6条第3号中「令和3年度（令和2年分）の」を削り、「書類」を「もの」に改め、「なお、前年分の所得額が確定していない場合は、所得の確定後に全ての書類を揃えて提出するものとする。」を削り、同条第4号中「令和2年度の納税証明書」を「納税状況を証明するもの」に改め、同条第5号中「令和2年分の」を削り、同条第7号中「確認できるもの。」を「ある場合」に改め、同条第8号中「(住宅手当等の支給を受けている場合)」を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛て先）阿賀野市長

【申請者】

住所 〒 _____

阿賀野市

氏名

（連絡先電話番号 _____）

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

阿賀野市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

1 補助対象者（前年度からの継続申請の場合は記入不要）

(1) 婚姻年月日	年 月 日		
(2) 新居に住所を定めた年月日 ※住民登録の住所設定年月日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日	
(3) 世帯の所得金額の合計	(夫) 所得額①	円	奨学金返済額を差し引いた 世帯の合計所得金額 (①-②) + (③-④)
	奨学金返済額②	円	
	(妻) 所得額③	円	円
	奨学金返済額④	円	

2 補助対象経費及び補助金申請額

(4) 対象経費内訳	住居費	賃貸借契約年月日	年 月 日		
		家賃等の額 住宅手当の額 ※3か月分まで	月分	家賃	住宅手当の額
			実際に支払った日 令和 年 月 日	円	円①
				共益費	
		家賃+共益費 ①	円		
		月分	家賃	住宅手当の額	
		実際に支払った日 令和 年 月 日	円	円⑤	
			共益費		円
		家賃+共益費 ②	円		
		月分	家賃	住宅手当の額	
実際に支払った日 令和 年 月 日	円	円⑥			
	共益費		円		
家賃+共益費 ③	円				
(①-①) + (②-⑤) + (③-⑥) =		円⑦			
敷金		円⑧			
礼金		円⑨			
仲介手数料		円⑩			
賃借料小計【A】 ⑦+⑧+⑨+⑩		円			

対象経費内訳	引越費用	引越年月日	令和 年 月 日
		引越費用【B】	円
	その他の補助金等 ※他の補助金や勤務先からの引越手当等が支給されている場合記入 (住宅手当は資料④⑤⑥に記載)	補助金・手当等の名称	
		交付額【C】	円
	対象経費合計額【D】 ※【A】+【B】-【C】		円
(6)補助金申請額 ※【D】と30万円を比べて少ない方の金額を記入(1,000円未満切り捨て)			円

3 補助金の振込口座

銀行・信用組合・農業協同組合 労働金庫・その他									
支店 本店				預金種別 普通(総合)・当座					
口座番号									※右詰めで記入
フリガナ									氏と名の間は 1マス空ける
口座名義人									
委任欄 ※申請者と口座名義人が異なる場合記入	私は、阿賀野市結婚新生活支援補助金の受領を上記の者に委任します。								
	委任者(申請者) ④ (連絡先)								

4 添付書類 (本申請に添付する書類に☑を記入)

- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- 夫婦の住民票の写し(住民票謄本の写し等)
- 夫婦の所得証明書
- 夫婦の納税証明書
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(該当する場合)
- 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し
- 引越費用に係る領収書等の写し
- 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- 同意書兼誓約書(様式第3号)
- 無職であることの申告書(該当する場合)
- 離職票または退職証明等の写し(該当する場合)
- その他市長が必要と認める書類

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

(給与等の支払者)

所在地.....

名称.....

代表者氏名.....

電話番号.....

住宅手当支給証明書
(阿賀野市結婚新生活支援事業補助金申請用)

下記の者の住宅手当等支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	阿賀野市
氏名	

◆太枠内はあらかじめ申請者本人が記入してください。

2 住宅手当支給状況

給与等の支払年月	住宅手当の支給有無 ※該当する方にチェック	住宅手当の支給額	備考
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	

◆太枠内はあらかじめ申請者本人が、証明を受けたい給与等の支払年月を記入してください。(補助金を申請する賃料等の支払期間)

※1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対して支給又は負担するすべての手当等の月額を言います。

※2 個人事業主の場合は代表者氏名を明記してください。

第5号様式中「及び」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。